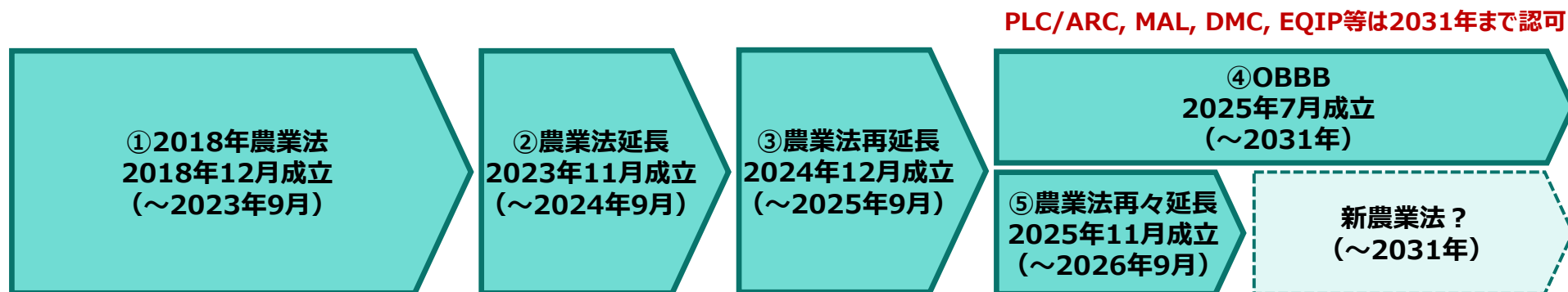


## 2018年農業法の再々延長

現行農業法は2026年9月30日まで延長。新たな農業法成立の見通しは依然として不透明である（2026年3月時点）。

- 2025年11月12日、つなぎ予算案の議会可決後トランプ大統領が署名し法律として発効したことで、史上最長となった43日間の連邦政府閉鎖は終了した。
- 同法案には、2018年農業法の1年間延長についても盛り込まれており、同法案成立により、**すべての農業法プログラムは2026年9月30日まで延長されることが決定**した。一部の農業法プログラムは、既に2025年7月に成立したOBBBによって延長が規定されていたが、OBBBでは扱われなかったCRP等のプログラムについても延長されることとなった。
- 2018年農業法の当初期限は2023年9月30日であったが、今回で3度目の1年間延長となる。

### 現行農業法の道のり



- ①公法115-334 [Agriculture Improvement Act of 2018](#)
- ②公法118-22 [Further Continuing Appropriations and Other Extensions Act, 2024](#)
- ③公法118-158 [American Relief Act, 2025](#)
- ④公法119-21 [One Big Beautiful Bill Act](#) (An act to provide for reconciliation pursuant to title II of H. Con. Res. 14.)
- ⑤公法119-37 [Continuing Appropriations, Agriculture, Legislative Branch, Military Construction and Veterans Affairs, and Extensions Act, 2026](#)

## 次期農業法の見通し

**2026年2月、下院は次期農業法の法案を提出。2026年3月に同法案は下院農業委員会を通過した。**

- 2026年2月13日、下院は新たな農業法案「Farm, Food, and National Security Act of 2026」を提出した。
- 同法案は約800ページにわたる内容だが、CBOの推計によると、同法案による今後10年間の歳出への影響は小さい。
- OBBBで変更された内容を除き、多くの内容は2024年版下院農業法案と類似している。
- 民主党からの支持も一部受けたことで、2026年3月4日、同法案は下院農業委員会を34対17で通過した。

(100万ドル)

章	2026年下院版農業法案（概要）	2026-36 歳出額増減
I 農作物	樹木プログラムの強化、特殊作物や災害支援の枠組み整備、乳製品コスト報告 等	0
II 保全	EQIPやCSPにおける精密農業への支援強化、CRPの再認可、全国規模の農業洪水脆弱性調査の実施、保全におけるイノベーション推進 等	-1
III 貿易	Food for Peace Actの権限をUSDAに移管し、米国産農産物の優先利用を明確化。MAP等の市場開拓予算増額、貿易障壁・インフラ課題への対応 等	0
IV 栄養	食事ガイドラインの策定過程における科学性・透明性・中立性を法制化、州主導の地域食品購入プログラムの認可、州・USDAの説明責任強化、不正対策の推進 等	0
V 信用	商業金融機関から融資を受けられない生産者への資金調達支援、新規・若手・退役軍人農家への支援、地方金融機関の信用供与力の強化	0
VI 農村開発	農村のブロードバンド強化、精密農業の普及、医療・保育・労働力・水インフラの整備、民間投資促進 等	0
VII 研究開発	特殊作物や機械化・自動化技術の研究支援、競争的・基盤的研究資金の確保、連邦機関間の研究連携強化	0
VIII 林業	公私連携による森林管理の推進、木材・バイオ炭等の新市場創出、農村・森林の活性化、手続きの簡素化と環境保護の両立	0
IX エネルギー	農業者・農村事業者向けエネルギー効率化支援、バイオ燃料・バイオ製品の開発・市場拡大、バイオ製品のラベル基準策定、太陽光発電の農地影響調査 等	0
X 園芸	特殊作物支援、地域農産物流通プログラムの改善、有機農業支援、規制改革と透明性・科学性の回復 等	0
XI 作物保険	新たな作物保険商品の研究開発、特殊作物生産者の意見反映、民間保険会社による制度運営の強化	0
XII その他	州・地方の家畜規制明確化、農業インフラのリスク評価、外国人土地所有の透明性向上 等	0

(出所) 下院農業法案概要およびCBO推計より作成。

(注) 2026年～2036年の歳出権限は保全タイトルにおいて約6億ドルほど減少する見込み。

## 下院農業法案 I. 農作物プログラム

農作物プログラムについては、主要な論点は既にOBBBによって規定済みであることから、本法案における変更内容は限定的。

### 農作物プログラムの概要

トピック	概要
災害支援プログラムの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 樹木支援プログラム（TAP*<sup>1</sup>）の対象を拡大。植物害虫も「自然災害」に含め、被害農家への支援を拡充する。申請から120日以内の迅速な処理を義務付け、再植え付けのための前払い支給も導入する。</li> <li>■ 特殊作物への災害支援の枠組みを農務長官が策定することとし、政権交代時も一貫した対応を可能にする。</li> <li>■ 州へのブロックグラント*<sup>2</sup>による臨時災害支援の恒久的権限を創設し、柔軟な支援を実現する。</li> </ul>
酪農リスク管理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 酪農生産者に対して生産費の報告を求め、生産費データの正確性を確保する</li> <li>■ 生乳先渡し価格プログラム（DFPP*<sup>3</sup>）を恒久化し、生産者や協同組合の経営の安定性・予見性を高める。</li> </ul>
農業用貯蔵インフラへの支援拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業用貯蔵施設ローンプログラム（貯蔵設備を新設・改修する際の低金利融資）の対象に、農業に使用するプロパンガスの貯蔵設備を追加し、低コスト融資の利用範囲を広げる。</li> </ul>
政府機能停止時の生産者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 連邦予算執行の中断時（政府閉鎖等）にもMALを利用できるようにし、連邦政府の機能不全による混乱から生産者を守る。</li> </ul>

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注）\*1 Tree Assistance Program。自然災害によって被害を受けた果樹等の植え替えまたは再生のための財政支援を提供するプログラム

\*2 連邦政府が補助金の総額だけを決め、用途は州の裁量にまかせる方式

\*3 Dairy Forward Pricing Program。生乳生産者と販売先（加工業者等）との間で、将来の生乳の取引価格を事前に契約で決めることを可能にする制度

## 下院農業法案 Ⅱ. 保全プログラム

保全プログラムにおいては、CRPが再認可されるほか、精密農業への支援強化、自然災害リスクへの対応強化が含まれる。

### 保全プログラムの概要

トピック	概要
営農地保全プログラム (EQIP, CSP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>EQIPにおいて<b>精密農業技術への費用負担を90%</b>に引き上げる。(現行は原則75%)</li> <li>EQIPに南部国境地域の保全課題に対応するSouthern Border Initiativeを追加する。</li> <li>CSPにおいて精密農業技術の導入を支援対象に含め、またCSPの最低支払額を4,000ドルに引き上げる。</li> <li><b>土壌の健全性</b>向上を目的としたCSPのサブプログラムを設置し、予算は年間1億ドルとする。</li> </ul>
保全休耕プログラム (CRP)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>CRPを2031年度まで再認可</b>し、農地の長期的な保全と環境保護を推進する。CRPの上限面積である2,700万エーカーは維持。</li> </ul>
農業保全地役プログラム (ACEP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地プログラム (ALE*1) の連邦支援率を50%から65%に引き上げる。(残りは州やカウnty等の地役権購入主体が負担)</li> <li>湿地保護プログラム (WRE*2) では管理責任や契約による回復・維持を明確化し、必要な修復や管理がしやすくなる。</li> </ul>
地域保全パートナーシッププログラム (RCPP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約承認180日、支払い30日などの期限を設定し、事務手続きを迅速化する。</li> <li>RCPPの目的に<b>洪水へのレジリエンス強化</b>や、洪水・干ばつ対策の予防・防止を含める。</li> <li>プロジェクト管理経費の最大10%まで補助を認める。</li> </ul>
流域プログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急流域プログラムで植生や流域の回復への財政・技術支援を拡充する。</li> <li><b>全国規模の農業洪水脆弱性調査</b>を実施し、災害リスクへの備えを強化する。</li> </ul>
科学・技術・イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全取組基準*3の5年置きの見直しと、公開参加 (Public participation) プロセスを導入する。</li> <li>農務長官室内にイノベーション室 (Office of Innovation) を設置し、技術革新を推進する。</li> <li><b>精密農業の定義を明確化</b>し、EQIPやCSPに組み込むことで、先端技術の普及を図る。</li> </ul>

(出所) 下院農業法案概要を参考に作成

(注) \*1 ALE (Agricultural Land Easement) は、生産性の高い耕作地の非農業用途への転用を防ぐことを目的としたプログラムで、地役権の購入に必要な資金を拠出する。

\*2 WRE (Wetland Reserve Easements) は湿地を利用する野生生物の生息地を提供することを目的として、水質改善、洪水軽減、地下水補充を行うプログラム

\*3 保全取組基準 (Conservation Practice Standard) は、環境保全型の取組別 (例: カバークロップ、不耕起等の農法別) に定義・目的・取組基準が示されたもの。国レベルの基準はNRCSが定めるが、必要に応じてローカライズされる。

## 下院農業法案 Ⅲ. 貿易プログラム

貿易プログラムにおいては、Food for Peaceの権限のUSDAへの移管や貿易プログラムへの支援増強が含まれる。

### 貿易プログラムの概要

トピック	概要
<b>Food for Peace Actの権限移管</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際食料支援プログラム「<b>Food for Peace Act</b>」の権限をUSAIDからUSDAに移管し、USDAが資産・負債・契約・許可・助成金・融資など全ての権限を引き継ぎ、プログラム運営を主導できるようにする*1。</li> <li>■ Food for Peace向けの食料の50%を米国産農産物によって確保し、米国農産物の国際市場拡大と世界の飢餓対策を両立する。</li> </ul>
<b>貿易促進・市場開拓プログラムの強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市場アクセスプログラム（MAP）、海外市場開発プログラム（FMD）、新興市場プログラム（EMP）、特殊作物への技術支援（TASC）、優先的貿易ファンド（PTF）の予算を大幅に増額し、<b>米国農産物の輸出市場拡大を後押し</b>する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● MAP 2億ドル → 4億1,000万ドル/年 *2</li> <li>● FMD 3,450万ドル → 8,200万ドル/年</li> <li>● EMP 800万ドル → 1,600万ドル/年</li> <li>● TASC 900万ドル → 1,800万ドル/年</li> <li>● PTF 350万ドル → 700万ドル/年</li> </ul> </li> <li>■ 輸出拡大の障壁となっている新興国市場のインフラ（コールドチェーンや港湾等）強化のため、ニーズ調査・技術支援・研修に最大500万ドル/年を充当する。</li> </ul>
<b>貿易障壁・インフラ課題への対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国産食品が<b>外国の不正な貿易慣行</b>（地理的表示の濫用など）から守られるよう、USDAに対策を指示する。</li> <li>■ 外国の政策や慣行が米国の特殊作物輸出の障壁となっている場合や、輸入特殊作物が国内生産者と競合する場合、農務長官が議会に報告することとする。</li> </ul>

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注）\*1 米国国際開発庁（USIDA）が2025年に解体となったことを受け、本プログラムの管轄は国務省へと移管していた。しかし、USDAは2025年末、国務省および行政管理予算局（OMB）と省庁間協定を締結し、2026年度はUSDAが同プログラムを一時的に管轄することとなっていた。

\*2 MAP（Market Access Program）、FMD（Foreign Market Development Program）、EMP（Emerging Markets Program）、TASC（Technical Assistance for Specialty Crops）、PTF（Priority Trade Fund）。なお、OBBBにおいて貿易関連プログラムの支出は既に増額されていたことから、本修正はCBOの歳出増減推計には影響しない。

## 下院農業法案 IV. 栄養プログラム

栄養プログラムでは、利便性の向上や食事ガイドラインの変更を踏まえた内容が含まれているものの、下院農業法案概要では「連邦の支出を増加させることなく」これらの変更を実施することが強調されている。

### 栄養プログラムの概要

トピック	概要
<b>栄養プログラムの革新とアクセス拡大</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 州主導の地域食品購入プログラムを認可し、生産者と地域の食品流通組織を直接つなげることで、地元農産物の流通を促進する。</li> <li>■ SNAPオンライン購入パイロットを全国で恒久的なオプションとして導入し、利用者の利便性を向上させる。</li> </ul>
<b>健康と栄養プログラムの連携強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国人のための食事ガイドライン（DGA: Dietary Guidelines for Americans）の策定過程における<b>科学性・透明性・中立性を法制化し、政治的影響を排除</b>する。</li> <li>■ 2025-2030年版DGAに沿い、SNAP健康インセンティブ<sup>*1</sup>の対象に「<b>動物性たんぱく質（Animal Protein）</b>」を追加する。</li> <li>■ 2025-2030年版DGAに基づき、SNAP健康飲料ミルクインセンティブプログラム<sup>*2</sup>の対象に<b>全脂肪乳やハードチーズ</b>などを含める。</li> <li>■ SNAPの目的を新たに定義し、低所得世帯の栄養支援を通じて慢性疾患、障害、若年死、医療費高騰、軍事力低下などの問題を防ぐためのものと位置づける。</li> </ul>
<b>USDA・州の説明責任強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USDAは、<b>SNAPの支払いエラーを金額に関わらず全て年次報告書に記載</b>し、透明性を高める。</li> <li>■ SNAP EBTカードのICチップ化を迅速に進めるため、USDAに規則制定を義務付け、<b>利用者と納税者を詐欺から守る</b>。</li> <li>■ 州ごとのSNAP管理費用の急増について、米国会計検査院（GAO）による調査を義務付ける。</li> <li>■ SNAP運営の一部について州の裁量を拡大し、柔軟な運用を可能にする。</li> <li>■ SNAP不正対策助成金プログラムを再認可し、州による不正防止・発見・調査体制を強化する。</li> </ul>

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注） \*1 SNAP参加者に対して、健康に良い食品のクーポンや割引等のインセンティブを与えることで参加者の健康を促進するプログラム。現在の対象食品は果物・野菜・全粒穀物・一部の乳製品等である。（FNS）

\*2 Healthy Fluid Milk Incentives (HFMI)。健康的なミルクの販売・消費を促進するためのインセンティブを与える実験的プログラム。（FNS）

## 下院農業法案 その他の論点

その他、動物福祉や農薬の表示に係る州レベルの規制の権限や適用範囲が論点。

### その他論点

トピック	概要
<b>動物福祉に係る基準*1</b> <b>(XII. 12006条)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各州は、<b>自州内に実際に存在する家畜に対してのみ生産基準を設定できる</b>ことを明確化する。これにより、生産者は自分の州または地域の基準にのみ従えばよく、州ごとに異なる複雑な規制への対応を免れる。</li> <li>■ 各州は、自州内の畜産業者に対して必要と判断する基準を定める権限を保持する。</li> </ul>
<b>農薬の警告表示*2</b> <b>(X. 10205条等)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>農薬の安全性判断と表示に関する最終的権限が環境保護庁（EPA）にあることを改めて明確化</b>する。</li> <li>■ 州や裁判所が、EPAが承認した表示と異なる表示要件を課すことや、それに従わない事業者を処罰・責任追及することを禁止する</li> <li>■ 州が農薬に関して追加的に規制する権限や、違法行為者に対する責任追及の余地は維持する。</li> </ul>

(出所) 下院農業法案概要等を参考に作成

(注) \*1 2018年にカリフォルニア州で成立した「州法第12号 (Proposition 12)」は、カリフォルニア州が定めた畜舎基準（一定以上の飼養面積）を満たさない母豚に由来する豚肉製品（未調理・未加工のもの）の州内での販売を禁止した。しかし、この基準に対して、全米豚肉生産者協議会（NPPC）などが合衆国憲法の州間商取引条項（Commerce Clause）違反を理由に最高裁へ提訴したが、2023年5月、連邦最高裁は5対4で同州法を合憲と判断し、州間商取引に対して規制の是非を判断するのは議会であると指摘した。この判決後、カリフォルニア州内の豚肉価格は上昇し、生産者側も同法に準拠するための設備改修に費用が発生している。（[下院農業委員会資料](#)等より）

\*2 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）の下では、米環境保護庁（EPA）が農薬の審査・登録・規制を一元的に担い、登録前に人への健康と環境への影響について厳格で科学的な評価を行うことで、その結果に基づいて法的拘束力のある表示を承認している。FIFRAは、全国で表示制度を統一するため、連邦法と異なる独自の表示要件を州が課すことを禁じている。しかし、カリフォルニア州の州法第65号では、EPAが適正使用下では安全と判断した農薬についても州独自に発がん性警告表示を義務づけてきたことから、連邦基準と矛盾が生じることとなった。その結果、特にグリホサートをめぐる警告表示義務違反に係る訴訟において、FIFRAの表示規定が州法上の規定に優先されるかどうか争点となっている。（[下院農業委員会資料](#)等より）

# ヒアリング概要

下院農業法案の評価についてヒアリングを実施し、法案への強い期待の声が聞かれた。

質問事項	ヒアリング結果概要
下院農業法案の受け止め	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 法案を強く支持している。予算部分は既にOBBBで済んだが、残りのプログラムも農家・牧場主にとって大事。信用プログラム、保全プログラム、研究イニシアチブ等、全て重要である。【農業団体】</li><li>■ 同法案にはOBBBでカバーされなかった追加政策更新（信用プログラム、食糧援助移転、研究、保全プログラムなど）が含まれている。優先事項は栄養を除くほぼ全てのタイトルに存在しているが、現時点では内容に概ね満足しており、下院農業委員会委員長による法案の前進を期待している。【大豆業界団体】</li><li>■ 従来の全タイトルを網羅する農業法案の成立プロセスを支持している。新法案には食糧援助プログラム（Food for Peace）の管轄の変更や信用タイトル下の融資限度額引き上げなど、コメ農家にとって有益な条項が含まれている。ただし、業界の優先課題の多くはOBBBで既に解決済みである。業界としては本年中の法案成立が政治的に困難であることを認識しつつも、議論継続の意義を認めており、中間選挙後の進展を期待している。【コメ業界団体】</li></ul>
各プログラムについて	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 今回の下院農業法案では、融資上限額を引き上げるなど、信用プログラムの大規模な見直しが含まれている。特に就農初期の若手農業者・新規参入者にとって、適切な資金調達へのアクセスが極めて重要。【農業団体】</li><li>■ 精密農業が後押しされている背景としては、精密農業によって不要な農薬散布をせずに済むことで、コスト削減と環境保全の両面で魅力的であることから政府としても支持しているのだろう。ただ資本集約的であり、新たなトラクターやシステムが必要で、農村のブロードバンド強化が必須となる。【農業団体】</li></ul>
次期農業法の成立見通しについて	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 下院農業委員会のマークアップにおける超党派的な支持の度合いが、今後の見通しを占う一つの指標になる。上院側では、先日、上院委員長が上院農業法案についてマークアップを行う意向を示しており、これは前向きなシグナルである。上下両院で法案が通れば、二つを統合した最終版を成立させることで、OBBBと本来の5年置き農業法のタイムラインを再び揃えられる。【農業団体】</li><li>■ 今年は中間選挙の年であり、法案を動かすための期間は非常に短い。7月中旬以降、議員は選挙活動のため地元に戻る予定であり、法案成立のための時間は限られている。今後も法案成立に向けて後押ししていくが、道のりは長いと認識している。現在農業法は1年延長措置下にあるが、農業法案の更新や延長がなされない場合、多くのプログラムが恒久法に戻るようになってしまう。【大豆業界団体】</li></ul>